ルールを守って

電動キックボードに乗ろう

令和５年７月１日から、一定の要件を満たす電動キックボード等は、特定小型原動機付自転車として、新たな交通ルールが適用されます。

公道走行する前に確認を！

※要件を満たさないものは、車両形状等にかかわらず令和５年７月１日以降も、引き続きその車両区分（一般原動機付自転車又は自動車）に応じた法令の規定が適用されます。

check 1 保安基準に適合していますか？

- 基準を満たしていない場合は公道を走れません。
- 基準適合を確認したものには製造時に性能等確認済シールが貼られます。

■主な基準項目

■シールの様式

【性能等確認を受けた車両型式の情報等はこちら】
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr7_000058.html

【保安基準不適合車両を見つけた場合の情報提供窓口はこちら】
https://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html

車両型式情報　情報提供窓口

check 2 ナンバープレートは取り付けていますか？

- 所有者は、市区町村へ軽自動車税の申告をし、ナンバープレートを取り付けてください。
- 手続の詳細については、申告先の市区町村にお尋ねください。

通常の原付よりも小型化！▶

check 3 自賠責保険（共済）に加入していますか？

- 所有者は、加入時に配布されるステッカーをナンバープレートに貼り付けてください。
- 運行の際は加入時に配布される証明書を携行してください。

【自賠責保険（共済）の詳細はこちら】
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jibaiseki/about/index.html

自賠責保険（共済）

交通ルールを守りましょう！

※これらの特定小型原動機付自転車に関する新たな交通ルールが適用されるのは、令和５年７月１日からです。

主な交通ルール

① 車道通行の原則

原則、車道を通行し、信号を守らなければなりません（※自転車道通行可）。また、原則、道路左側端を通行し、右側を通行してはいけません。

② 右左折の方法

- 左折時は、後方の安全確認とウィンカーでの合図を行い、横断中の歩行者の通行を妨げないように注意して、道路の左端に沿って曲がらなければなりません。
- どのような交差点でも、いわゆる「二段階右折」をしなければなりません。

③ 通行の禁止・一時停止すべき場所

道路標識等により、通行を禁止されている道路等を通行してはいけません。また、一時停止すべきとされているときは、停止線の直前（停止線がない場合は、交差点の直前）で一時停止しなければなりません。

④ 歩行者の優先

歩行者が横断しようとしているときは、横断歩道の手前で一時停止をして歩行者に道を譲らなければなりません。

通行場所（イメージ）

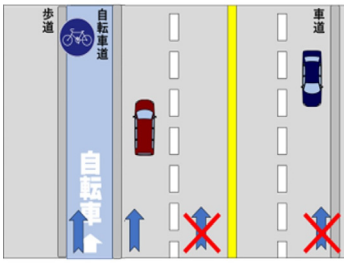

右折の方法（イメージ）

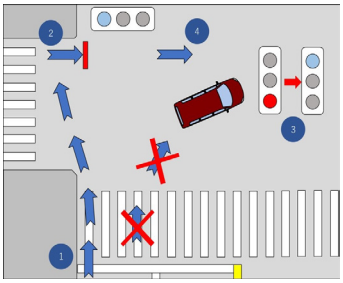

標識（例）

年齢制限・飲酒運転禁止等

① 16歳未満の運転は禁止されています。

② お酒を飲んだときは絶対に運転してはいけません。

飲酒運転は極めて悪質・危険な犯罪です。

③ スマートフォン等を通話したり、その画面を注視したりしながら運転してはいけません。

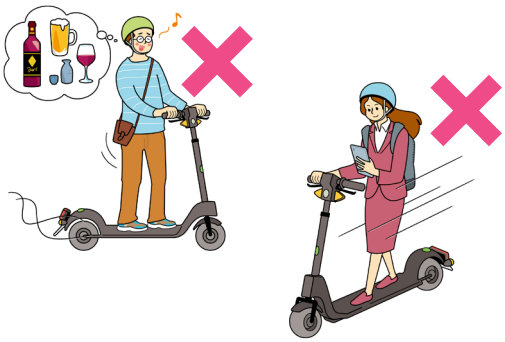

安全利用のために

交通事故の被害を軽減するため、乗車用ヘルメットを着用しましょう。

交通ルールの詳細はこちら

【警察庁　ウェブサイト　特設ページ】
https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzen/tokuteikogata.html

警察庁 National Police Agency　金融庁 Financial Services Agency　総務省 Ministry of Internal Affairs and Communications　経済産業省 Ministry of Economy, Trade and Industry　国土交通省